

岐阜市浄化槽設置整備事業のながれ

1 補助制度対象地域などの確認
<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所が補助制度の対象地域かどうかを確認します。 ・自らの居住の用に供する建物に設置する浄化槽が補助対象となります。
2 尿尿浄化槽設置計画書（建築確認申請）又は、浄化槽設置届出書の提出
3 補助金の申し込み
<ul style="list-style-type: none"> ・申込者は浄化槽設備士同伴で、環境保全課へ直接出向いでください。 ・市ホームページに掲載されている補助制度について、よく理解した上で、申込書及び誓約書を提出してください。
4 補助金交付申請書の提出（最終締め切り12月28日※休日の場合は、その次の開庁日）
添付書類 <ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約書の写し ・登録浄化槽管理票（C票） ・浄化槽の配管図（ますも記入のこと） ・相手方登録申請書 ・全浄協の登録証の写し ・機能保証登録証 ・工事費用の見積書
5 着工前現場確認検査
<ul style="list-style-type: none"> ・現地で事前着工が行われていないかを確認します。（立会いは不要） （事前着工がされていた場合は、補助対象外となる場合があります。）
6 補助金交付決定通知書の送付（申請者へ送付します。）
<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書の内容に変更があれば、補助事業計画変更申請書又は届出書を提出してください。
7 浄化槽工事の着工
8 浄化槽の工事完成
9 事業実績報告書等の提出（最終締め切り2月末日※休日の場合は、その次の開庁日）
添付書類 <ul style="list-style-type: none"> ・法定検査、保守点検、清掃業務委託契約書の写し（申請者が契約のこと） ・浄化槽工事チェックリスト ・工事施工状況の写真 ・単独処理浄化槽又はくみ取り槽を撤去する場合は産業廃棄物管理票の写し ※事業実績報告書の添付書類に、設置工事代金の領収書の写し等は必要ありません。
10 完成検査
<ul style="list-style-type: none"> ・申請者と施工業者の立会いのもと、浄化槽の型式、機能、配管の接続、流入及び放流状況などを検査します。
11 補助金額確定通知書の送付
12 補助金の受け取り（申請者の口座に振り込まれます。）

